

## 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定事務処理要領

### (目的)

第1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による医師（以下「指定医師」という。）の指定に関する事務処理については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）、さいたま市身体障害者福祉法施行細則（平成15年規則第104号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (指定申請)

第2 指定医師の申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により「指定申請書」を作成し、次に掲げるものを添付の上申請を行うものとする。

(1) 医師免許証の写し

(2) 研究業績の証明書（指定申請書の「研究業績欄」に、申請された障害区分に関する研究業績について記入するものがない場合のみ）

なお、さいたま市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会指定医師審査部会に諮問した結果、疑義が生じた場合については、次に掲げる事項のどちらかを行うこととする。

(ア) 直近の身体障害者福祉法第15条指定医師研修会への出席

(イ) 申請の障害区分に係る症例集の提出

2 市長は指定医師の指定に係る審査を、「さいたま市身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定審査基準要領」に基づき行い、審査結果に基づく指定については、(様式1)により申請者に通知する。

なお、審査にあたっては、さいたま市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会指定医師審査部会に諮問する。

### (変更の届出)

第3 法第15条第1項の規定による医師の指定を受けた者（以下「15条指定医師」という。）は、次の各号に該当する場合は、「身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の変更届出書」（様式2）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(1) 主たる勤務先を、さいたま市内医療機関に変更する場合

(2) 勤務する医療機関の名称又は所在地が変更となる場合

### (3) その他

(指定辞退の届出)

第4 15条指定医師は、次の各号に該当する場合は、「身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の辞退届出書」(様式3)により指定の辞退を市長に届け出るものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) さいたま市内の医療機関を退職する場合
- (3) その他

(埼玉県知事、川越市長、越谷市長又は川口市長から指定を受けた医師の取扱い)

第5 埼玉県知事、川越市長、越谷市長又は川口市長から指定を受けた15条指定医師は、次の各号に該当する場合は、「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の変更届出書兼辞退届出書」(様式4)をさいたま市長に提出することにより、さいたま市長による15条指定医師の指定を受けることができるとともに、埼玉県知事、川越市長、越谷市長又は川口市長による15条指定医師の指定を辞退することができるものとする。

- (1) 勤務先をさいたま市内医療機関に変更する場合
- (2) 勤務する医療機関の名称又は所在地が変更となる場合
- (3) その他

2 第1の規定により医師の指定をした場合、様式1により申請者に通知するとともに、15条指定医師から受理した「身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の変更届出書兼辞退届出書」の写しを埼玉県、川越市、越谷市又は川口市に送付するものとする。

(告示)

第6 市長は第2第2項の規定による指定、第3の規定による変更の届出、第4の規定による指定辞退の届出、第5の規定による埼玉県知事、川越市長、越谷市長又は川口市長から指定を受けた医師の取扱いについても、告示するものとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。